

熊取町が条例で指定した法人等に寄附された方へ

所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、熊取町が条例により指定した法人又は団体に寄附金等をした個人で、寄附をした翌年の1月1日現在熊取町にお住まいの方は、寄附をした翌年度の個人町民税で寄附金税額控除が受けられます。

※ 熊取町が条例により指定した法人又は団体については、熊取町HPに掲載しています。

熊取町内にお住まいの方

1月1日から12月31日の1年間に2,000円を超えて寄附等をされた場合、支払った寄附金等の額に応じて、所得税及び個人町民税から一定額が控除されます。

控除を受けるためには、法人等が発行した寄附金受領証明書を添付し、翌年3月15日までに、税務署で所得税の確定申告する必要があります。(寄附金受領証明書は、大切に保管してください。)

なお、所得税が課税されず、個人町・府民税のみが課税される方で、寄附等をした翌年の1月1日現在熊取町にお住まいの方は、熊取町に個人町・府民税申告を行ってください。

※ 所得税については、控除の適用により所得税が減税されます、減額の結果、給与等であらかじめ納めた所得税額(源泉所得税)が納め過ぎになる場合は、所得税は還付されます。

※ 個人町民税の減額については、控除を適用し、個人町民税をあらかじめ減額したうえで納税通知書をお送りします。

熊取町以外にお住まいの方

寄附等をした翌年の1月1日現在において、熊取町以外にお住まいの方は、その寄附金等がお住まいの都道府県・市町村において、条例により寄附金税額控除の対象に指定されていない場合は、税額控除の適用を受けることができません。条例の指定状況については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

個人町民税の寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金(総所得金額の30%を限度)のうち、

$2,000 \text{ 円を超える部分} \times \text{税率} 6\%$

の税額が寄附をした翌年の個人町民税の所得割から控除されます。

(注) 個人町民税の適切な寄附金控除の適用のために、本町が寄付先の法人等から当該寄附に関する情報の提供を受けます。

なお、提供を受けた個人情報、「熊取町個人情報保護条例」に基づき適正に管理し、町民税の賦課内容の確認に関する事務以外の目的で使用することは一切ありません。

【お問い合わせ先】

熊取町総務部税務課住民税グループ

☎072-452-1005